

厚生難発 0329 第 1 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
各 中 核 市 衛生主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」の一部改正について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号。以下「告示」という。）の留意事項については、平成 26 年 12 月 18 日付け雇児母発 1218 第 1 号「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」において示しているが、今般、告示の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係者、関係団体及び関係機関等に対する周知を徹底し、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき  
当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）について（通知）

一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1</p> <p>1～7（略）</p> <p><u>8 小児慢性特定疾病の合併症や併発疾患による成長ホルモン治療が医療費助成の対象となる場合は、医療用医薬品等の添付文書に沿って適正な治療が行われているか確認ができるよう、その診断した合併症や併発疾患の疾病名について医療意見書に記載を行うこと。</u></p> <p><u>9（略）</u></p> <p>第 2</p> <p>1～4（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>5（略）</u></p> <p><u>6（略）</u></p> <p><u>7（略）</u></p> <p><u>8（略）</u></p> <p>第 3</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>1（略）</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1</p> <p>1～7（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>8（略）</u></p> <p>第 2</p> <p>1～4（略）</p> <p><u>5 低身長を伴う悪性新生物に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、悪性新生物の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</u></p> <p><u>6（略）</u></p> <p><u>7（略）</u></p> <p><u>8（略）</u></p> <p><u>9（略）</u></p> <p>第 3</p> <p><u>1 腎機能低下による低身長の患者に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</u></p> <p><u>2（略）</u></p>

新	旧
<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>
<p>第4・5 (略)</p>	<p>第4・5 (略)</p>
<p>第6 <u>(削除)</u></p>	<p>第6 <u>1 低身長を伴う内分泌疾患に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、内分泌疾患の医療意見書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</u></p>
<p><u>1</u> (略) <u>(削除)</u></p>	<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3 成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。) 等で、成長ホルモン治療の基準を満たさない場合であっても、成長ホルモン治療以外の補充療法、機能抑制療法その他薬物療法等の治療については、医療費助成の対象として差し支えない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>4 「備考」の「ヒト成長ホルモン治療を行う場合の基準」(以下「成長ホルモン治療対象基準」という。)の「Ⅲ 終了基準」と、別表第一、第二及び別表第四の身長基準について、児童の年齢と疾病によっては身長基準が終了基準を上回っている場合には、「Ⅲ 終了基準」を優先し、成長ホルモン治療開始時の身長が終了基準を上回る場合は、成長ホルモン治療は医療費助成の対象としない。</u></p>
<p><u>2 過去に成長ホルモン治療について医療費助成の対象となっていたが、成長ホルモン治療を継続して行わなくなった後、再度 成長ホルモン治療の医療費助成が必要となった場合や申請前に成長ホルモン治療を開始している場合には、<u>新規の医療意見書を使用すること。</u></u></p>	<p><u>5 過去に成長ホルモン治療について医療費助成の対象となっていたが、成長ホルモン治療を継続して行わなくなった後、再度 成長ホルモン治療の医療費助成が必要となった場合や申請前に成長ホルモン治療を開始している場合には、「成長ホルモン治療対象基準」の「Ⅰ 開始基準」をもって医療費助成の対象となるか否かを判断すること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>6 成長ホルモン治療初年度の「成長ホルモン治療対象基準」の適用にあたっては、継続基準の「年間成長速度」については次のとおりとし、医療費助成の対象となるか否かを判断する。</u></p>

新	旧
<p>3 (略)</p> <p>4 「疾病の状態の程度」の「手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合」とは、医療意見書の「今後の治療方針」に<u>具体的な術後の状態及び実施する治療方針についての明確な記載がある場合のみが該当する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第7～14 (略)</p> <p>第15 <u>(削除)</u></p> <p>1 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対</p>	<p>① <u>意見書作成時の治療期間が6か月以上であれば、その期間の成長速度を1年あたりの「年間成長速度」に換算して、初年度の継続基準にあてはめて判断する。</u></p> <p>② <u>意見書作成時の治療期間が6か月未満であれば、「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。次回の更新時は「治療初年度の基準」にあてはめて判断する。その場合、次々回の更新は治療開始2年目の基準によって判断する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 「疾病の状態の程度」の「手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合」とは、医療意見書の「今後の治療方針」に<u>ホルモンの補充療法を行う等の明確な記載がある場合のみが該当する。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第7～14 (略)</p> <p>第15 1 <u>低身長を伴う骨系統疾患に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、骨系統疾患の医療意見書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対</p>

新

## 象基準」の対応一覧

	疾病の状態の程度	対象基準
全疾患群共通	(略)	(略)
悪性新生物	(略)	(略)
慢性腎疾患	(略)	(略)
慢性呼吸器疾患	(略)	(略)
慢性心疾患	(略)	(略)
内分泌疾患	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	(略)
膠原病	(略)	(略)
糖尿病	(略)	(略)
血液疾患	(略)	(略)
免疫疾患	(略)	(略)
神経・筋疾患	(略)	(略)
慢性消化器疾患	(略)	(略)
染色体又は	(略)	(略)

旧

## 象基準」の対応一覧

	疾病の状態の程度	対象基準
全疾患群共通	(略)	(略)
悪性新生物	(略)	(略)
慢性腎疾患	(略)	(略)
慢性呼吸器疾患	(略)	(略)
慢性心疾患	(略)	(略)
内分泌疾患	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし成長ホルモン治療を行う場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。	(略)
膠原病	(略)	(略)
糖尿病	(略)	(略)
血液疾患	(略)	(略)
免疫疾患	(略)	(略)
神経・筋疾患	(略)	(略)
慢性消化器疾患	(略)	(略)
染色体又は	(略)	(略)

新			旧		
遺伝子に変化を伴う症候群			遺伝子に変化を伴う症候群		
皮膚疾患	(略)	(略)	皮膚疾患	(略)	(略)
骨系統疾患	次のいずれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合  イ 外科的治療を行う場合 ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	次の①から④のいずれかに該当する場合 ① 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合  ② 外科的治療を行う場合 ③ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 ④ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	骨系統疾患	次のいずれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。 <u>ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、第五表の備考に定める基準を満たすものに限る。</u> イ 外科的治療を行う場合 ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	次の①から④のいずれかに該当する場合 ① 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。 <u>ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、内分泌疾患群の備考に定める基準を満たすものに限る。</u> ② 外科的治療を行う場合 ③ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 ④ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合
脈管系疾患	(略)	(略)	脈管系疾患	(略)	(略)